

3 環境の美化活動

皆さんの団地は皆さんの手で美しく保っていただくよう、自治会でよく話し合っ
て取り組んでください。

■階段・廊下

階段・廊下は、皆さんの共用の場所ですから、日頃から清掃に努めてください。

なお、階段・廊下は防水はしてありませんので水を使用しての清掃はご注意ください。

また、通行及び火災時の避難、消火活動の支障になりますから、物は一切置かないようにしてください。

■庭・公園・遊具

団地の敷地は、皆さんで利用していただく共同の庭ですから、ルールを守って大切にお使いください。

- 子供の遊具、植木や芝生、柵などをいためたり、壊したりしないよう注意しましょう。
- 植木や芝生は枯れないよう、水をやり手入れをしましょう。
- 雑草やゴミなどで見苦しくならないよう清掃しましょう。
- 遊具等がいたんで危険な場合には、専任管理人または公社等へご連絡ください。



■排水溝

排水溝や排水管などにゴミや土がたまると、流れにくくなり、不衛生になります。

定期的に共同で清掃及び消毒をするようにしましょう。

■ゴミ処理

ゴミの処理は市町によって異なりますが、日時、搬出場所、搬出方法を守り、不衛生にならないように注意し、収集後は、皆さんで協力して清掃・消毒を行ってください。

生ゴミを前日に出すなどの行為は、他の方の迷惑になりますので絶対にしないでください。

4 集会所の利用

集会所は自治会などの集会や皆さんの福利厚生、文化教養などのための講習会等の行事を行うための施設です。

豊かなコミュニケーションづくりの中心となるところですから常に整頓し、火気の使用等に十分注意してご利用ください。

